日本中央競馬会利用者限定「エクセル田無」会員約定

2021.9.18 改訂

日本中央競馬会田無場外勝馬投票券発売所(以下「エクセル田無」といいます。)を利用するために会員になった者は、競馬に関する法令、交通法規、日本中央競馬会(以下「競馬会」といいます。)の規程及び下記の条項を遵守し、エクセル田無の設置場所である「リヴィン田無」及びその周辺地域の良好な環境の維持に努めなければなりません。

記

(趣旨)

第1条 この約定は、エクセル田無の指定席の電話等による予約(以下「利用予約」といいます。) その他エクセル田無の利用の条件等を定めるものとします。

(定義)

- 第2条 この約定において、次の各号に掲げる用語の定義は、 それぞれ当該各号に定めるところによります。
 - (1) JETカード エクセル田無が発行する利用予約を行 うためのカード
 - (2) 会員 JETカードを用いて利用予約を行うことができる者としての登録(以下「会員登録」といいます。)をエクセル田無がした者

(会員)

- 第3条 会員となることを希望する者は、別に定めるところにより、エクセル田無からJETカードの発行を受けなければなりません。
- 2 会員が発行を受けることができる JETカードは、1人につき 1 枚に限るものとします。
- 3 会員資格の有効期限は、JETカードに記載のとおりです。
- 4 会員資格は、エクセル田無が別に指定する期間に必要な手続きを行って更新することができます。

(利用予約等)

- 第4条 会員がエクセル田無を利用するためには、あらかじめ エクセル田無に対して、利用予約をしなければなりません。
- 2 利用予約の方法は次のとおりです。
 - (1) 利用予約は会員本人からの申込みが必要です。
 - (2) 競馬開催日当日朝(時間は別に定めます。)、あらかじめ会員に通知した利用予約の受付電話番号にて受け付けます。
 - (3) 利用予約は先着順で受け付け、あらかじめ定められた 席数に達した時点で受付を終了します。
- 3 エクセル田無内事前発売カウンターにて、翌日・翌週分の事前発売(発売時間は館内に掲示)を行うことがあります。
- 4 座席番号は、利用券引渡し時に確定し、それ以降変更することはできません。

(同伴者の利用)

第5条 会員は、エクセル田無が別に定める範囲で、会員に同伴してエクセル田無を利用する者(以下「同伴者」といいます。)の利用予約を自らの利用予約と併せて行うことができるものとします。ただし同伴者のエクセル田無での行動については、会員が責任を持たなければなりません。

第6条 削除

第7条 削除

(契約の成立)

第8条 会員がエクセル田無の利用券(以下「利用券」といいます。)の購入に係る代金(以下「利用料」といいます。)を 支払い、エクセル田無が受領した時点で利用契約が成立する ものとします。

(キャンセルの禁止)

- 第9条 会員は利用予約を取り消すことは出来ません。 (利用券の引渡し)
- 第 10 条 エクセル田無は、会員又はその同伴者のエクセル田

- 無の利用にあたり、エクセル田無において利用料を受領した 時点で利用券を引渡すものとします。
- 2 利用券の引渡しは、当日券についてはエクセル田無受付窓口、事前発売分の利用券についてはエクセル田無フロア内事 前発売カウンターで行います。
- 3 利用券の引渡しは、その予約を行った会員本人に限り受けることができます。
- 4 会員は、利用券の引渡し及び入場の際には、会員本人のJE Tカードを提示しなければなりません。
- 5 会員が同伴者の利用券の引渡しを受けようとする場合は、 原則として、引渡し場所に当該同伴者を伴い、当該同伴者の 運転免許証等の氏名及び生年月日を証明する書類を提示し たうえで、所定の事項を記入した同伴申込書をエクセル田無 に提出しなければなりません。
- 6 会員又はその同伴者は、他人に利用券を譲渡し、又は他人からの委託により利用券の引渡しを受けてはなりません。

(利用料及び支払方法)

- 第11条 利用料は館内掲示等にてお知らせします。
- 2 利用料の支払いは現金で行うものとします。

(利用時間及び利用方法)

第 12 条 エクセル田無の利用時間及び利用方法は、館内掲示 等によりお知らせいたします。

(JETカード)

- 第 13 条 会員は、JETカードを他人に貸与し、又は譲渡してはならず、かつ、JETカードの管理に万全を期し、これを第三者が使用することのないように注意しなければなりません。
- 2 会員は、紛失、盗難、汚損その他の事由によりJETカード を使用することができなくなった場合は、速やかに所定の手 続きを行わなければなりません。
- 3 前項の場合において、会員は、JETカード再発行に係る実 費相当額 100 円 (消費税及び地方消費税を含みます。) を競 馬会に支払わなければなりません。
- 4 会員は、前項の支払いをした後、JETカードの再発行を受けることができます。
- 5 有効期限を過ぎたJETカードでの予約は出来ません。

第14条 削除

(禁止事項)

- 第 15 条 会員又はその同伴者は、エクセル田無を利用すると きには、いかなる理由があっても車を使用して来場してはな りません。
- 2 会員及びその同伴者は、法令を遵守し、この約定及び競馬会の規程に反してはなりません。
- 3 会員は、勝馬投票券の購入を禁じられている 20 歳未満の者 を同伴者とすることはできません。
- 4 会員は、利用予約の受付電話番号を第三者に漏らしてはなりません。
- 5 会員又はその同伴者が前各項の規定に違反した事実が認められたときには、エクセル田無は当該会員の会員登録を取り消すことがあります。

(遵守事項)

- 第 16 条 会員及びその同伴者は、特に次の事項を遵守しなければなりません。
 - (1) エクセル田無の周辺地域において、勝馬投票券、マークカード、新聞紙等の路上への投棄その他の環境の美観を損なう行為を行わないこと。
 - (2) エクセル田無において、他の者への迷惑行為その他施設内の秩序を乱す行為を行わないこと。
 - (3) エクセル田無の周辺地域において、路上駐車その他の良好な交通環境を損なう行為を行わないこと。

(入場拒否)

- 第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者について、エクセル田無への入場を拒否します。
 - (1) 利用券を持っていない者又はハンドスタンプもしくは リストバンド等の利用者証明のない者
 - (2) エクセル田無内の秩序を乱すおそれがある者
 - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
 - (4) 他の者への迷惑となるような服装をし、又は言動をしている者
 - (5) 政治的又は宗教的情宜のための利用と認められる者
 - (6) 業として勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の 利益を図る目的をもって、不特定多数の者から勝馬投票券 の購入の委託を受けた者
 - (7) この約定の規定に違反し、又は違反するおそれがある者 同伴者が前項各号のいずれかに該当するときには、当該同
- 2 同伴者か削填各号のいすれかに該当するとさには、当該同伴者を同伴した会員の入場を拒否することがあります。 (退場命令)
- 第 18 条 既に入場している会員又は同伴者が次の各号のいず れかに該当する場合には、エクセル田無からの退場を命じま す。
 - (1) 前条第1項第2号から第7号に掲げる者
 - (2) 違法な行為をし、又はしようとした者
 - (3) 他人の勝馬投票券の購入を妨害し、又は強制し、若しくはこれに故なく干渉した者
 - (4) 飲酒泥酔するなどして他の者に迷惑をかけた者
 - (5) エクセル田無所長(以下「所長」といいます)の許可を 受けないで物品を頒布し、又は宣伝した者
 - (6) 所長の許可を受けないで寄付を募った者、又は物乞いをした者
 - (7) 業として勝馬の予想をし、又は所長の許可を受けないで 物品を販売した者
 - (8) エクセル田無内の秩序を乱した者
- 2 同伴者が前項各号のいずれかに該当するときには、当該同 伴者を同伴した会員に対して退場を命じることがあります。 (競馬開催中止等の取扱い)
- 第 19 条 天災地変その他の事由により予定されていたすべて の競馬が開催されなかった場合又は途中で中止となった場 合は、当該開催日に係る利用予約はすべて無効とします。
- 2 前項の場合において、当該開催日が日取りを変更して後日 開催されるときであっても、会員は当該無効となった利用予 約を変更後の開催日に持ち越すことは一切できないものと します。

(免責)

- 第20条 天災地変、通信障害、コンピューター障害等その他のやむを得ない事由により利用予約の運用上の支障が生じた場合があっても、エクセル田無は一切その責を負いません。 (利用料の返還)
- 第21条 一度受領した利用料は原則として返還いたしません。 ただし次の各号のいずれかに該当する場合には、返還することがあります。
 - (1) 設備の使用不能その他のやむを得ない事由によりエクセル田無における勝馬投票券の発売又は払戻を中止する場合
 - (2) 利用料徴収後に、全ての競馬開催が中止となった場合
 - (3) その他エクセル田無が必要と認めた場合

(住所、氏名等の変更の届出)

第 22 条 会員は、住所、氏名又は電話番号を変更したときには、速やかに、書面によりエクセル田無に届け出なければなりません。

(欠格事項)

- 第 23 条 次に掲げる者は、会員及び同伴者になることができません。
 - (1) 20 歳未満の者
 - (2) 破産者で復権を得ない者

- (3) 競馬に関する政府職員、競馬会の役職員、中央競馬に関係する調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくは厩務員又は中央競馬の事務に従事する者
- (4) 競馬に関する法律に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
- (5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する被保護者
- (6) その他エクセル田無が不適格と認めた者
- 2 会員は、前項第2号から第5号までのいずれか(以下「欠格事項」といいます。)に該当することとなったときには、直ちに書面によりエクセル田無に届け出なければなりません。 (会員登録の取消し)
- 第 24 条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員 登録を取り消すことがあります。
 - (1) エクセル田無会員の加入申込書又はその添付書類に記載された事項が真実でなかったことが判明したとき。
 - (2) 欠格事項に該当することになったとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 一年間を通じてエクセル田無の利用がなかったとき。
 - (5) 他人に利用券を譲渡し、又は他人からの委託により利用券の引渡しを受けたとき。
 - (6) 第16条に規定する遵守事項に反したとき。
 - (7) 会員が会員であることを利用して不正な行為を行ったとき。
 - (8) 警告にもかかわらず、利用予約をしても来場しないことを繰り返すことで競馬会に損害を与えたと認められるとき。
 - (9) エクセル田無施設利用規約に反したときその他エクセル田無が会員として不適格と認めたとき。
- 2 会員が別に定める地域の外へ転居したときには、会員登録を取り消すことがあります。
- 3 第1項第8号に該当する場合、3ヶ月以内の期間を定めて、 当該会員からの利用予約を受け付けないことがあります。 (個人情報の取扱い)
- 第 25 条 競馬会は、会員登録その他のエクセル田無を利用する過程において知り得た会員及び同伴者に関する情報に関し、個人情報を開示することは原則としていたしません。ただし、次の各号に掲げる場合は個人情報を開示する場合があります。
 - (1) 会員又は同伴者が個人情報の開示に同意している場合
 - (2) 法令により開示を求められた場合
 - (3) 競馬会がエクセル田無の利用動向の分析のため収集した統計個人情報(個人を特定できない情報等)を開示する場合
 - (4) 印刷・発送業務等の利用予約に関する業務を第三者に委託する場合

(その他)

第26条 エクセル田無は、必要があるときにはこの約定を変 更できるものとします。この場合において、エクセル田無は 当該変更事項を改定の2週間前までに館内掲示等により会員 に告知するものとします。